

環境省・オフセット・クレジット認証運営委員会
(事務局: 気候変動対策認証センター) 御中

平成23年6月15日

妥当性確認結果の概要報告書

妥当性確認の審査結果ならびにパブリックコメントの概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名			
小田原 BDF プロジェクト～燃料地産地消～			
GHG 妥当性確認機関			
当該プロジェクトにおける妥当性確認を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。			
機関名	ペリージョンソンレジストラークリーンディベロップメントメカニズム株式会社		
担当部署名	審査・検証部門		
責任者名	松井誉敏		
責任者 E-mail	program@pjrcdm.com		
責任者電話番号	03-5774-9565		
審査員名	審査チームリーダー: 山崎純 外部専門家: 無 レビュー担当者: 平尾隆行		
機関要件への合致	我が国における IAFMLA メンバーによる、ISO14064-2 に対応する ISO14065 認定事業において申請が受理されている。		
妥当性確認報告書発行日	2011.3.16		
審査内容			
適用妥当性確認・検証ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)妥当性確認・検証ガイドライン Ver. 1.2		
妥当性確認期間	2011年1月17日～2011年3月16日		
現地審査	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	期間	2011年2月7日～2010年2月7日
	審査内容	<ul style="list-style-type: none"> 初回会議(小田原衛生美化サービス): 当妥当性確認の目的と審査内容、被監査者の役割の確認及びプロジェクトの概要の確認 現場ツアー(オーイーシーBDF 久野工場): 適格性基準への適合状態の確認、適用範囲の確認(リーケージ有無を含む)、BDF 製造設備の稼働状況の確認(装置仕様、電力・燃料・メタノール使用記録、日常・定期点検記録など)、原料保管状況の確認、文書・記録類の保管・管理状況の確認、法的適合性の確認、算定プロセス 現場ツアー(オーイーシー廃食用油回収車両基地・小田原 	

		<p>衛生美化サービス・小田原衛生工業・小田原衛生公社):適用範囲の確認(リーケージ有無を含む)、自家消費、廃食用油回収状況、BDF 使用プロセス、BDF 使用車両、車両点検記録・車検証、文書の保管・管理の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 記録および算定プロセスに係わる確認(小田原衛生美化サービス):法的適合性を示す根拠資料、モニタリングの適切性(網羅性、実在性、正確性)、算定式及びパラメータ、データ集計・管理体制、モニタリングにおける QA/QC(教育訓練、内部監査、是正処置) 妥当性確認結果の取りまとめ及び最終会議 				
想定排出削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012
	t-CO2	—	—	21	25	25
プロジェクト情報 (A・B)		<p>当該プロジェクトに関して、事業者が作成したオフセット・クレジット(J-VÉR)制度(以下、「本制度」という)に基づく温室効果ガス排出削減プロジェクト計画書(以下、「プロジェクト計画書」という)Ver.1.0、関係資料を文書上で確認し、実地審査にて追加的な資料の確認、関係者へのインタビュー、施設及び設備の実在性、稼働状況などを確認した。ここでは、プロジェクト開始年度が実態と整合していない点(実態は 2010 年 6 月に開始)を不備として指摘がされた。これに対し事業者による修正が行われた結果、修正後のプロジェクト計画書 Ver.1.1 においてプロジェクト情報が重要性の点から適正に表示されており、本制度に依拠して作成されていることを確認した。</p>				
適格性要件(C)		<p>当該プロジェクトに関して、事業者が作成した本制度に基づくプロジェクト計画 Ver.1.0、関係資料を文書上で確認し、実地審査にて追加的な資料の確認、関係者へのインタビュー、設備の運用状態などを確認した。ここでは、オフロード法に該当しないフォークリフトでの BDF 使用をベースライン排出量に算定されている点を不備として指摘がされた。これに対し事業者による修正が行われた結果、当該プロジェクトのプロジェクト計画書 Ver.1.1 における方法論 No.E004 の適用は、本制度実施規則 Ver.2.6 に準拠しており、適格性要件を満たしていることを確認した。</p>				
排出量・吸収量算定 (I・II)		<p>当該プロジェクトに関して、事業者が作成した本制度に基づくモニタリング計画 Ver.1.0、関係資料を文書上で確認し、実地審査にて追加的な資料の確認、関係者へのインタビューを行った。ここでは、プロジェクト開始年度が実態と整合していない点(実態は 2010 年 6 月に開始)を不備として指摘がされた。これに対し事業者による修正が行われた結果、当該プロジェクトのモニタリング計画 Ver.1.1 における排出量算定は、方法論 No.E004 及び本制度モニタリング方法ガイドライン Ver.2.4 に準拠して作成されていることを確認した。</p>				
モニタリング計画 (III～VI)		<p>当該プロジェクトに関して、事業者が作成した本制度に基づくモニタリング計画 Ver.1.0、関係資料を文書上で確認し、実地審査にて追加的な資料の確認、関係者へのインタビューを行った。適宜修正が行われた結果、当該プロジェクトのモニタリング計画 Ver.1.1 は、方法論 No.E004 及び本制度モニタリング方法が</p>				

	<p>イドライン Ver.2.4 に準拠して作成されていることを確認した。</p>
その他(D)	<p>当該プロジェクトに関して、事業者が作成した本制度に基づくプロジェクト計画 Ver.1.0、関係資料を文書上で確認し、実地審査にて追加的な資料の確認、関係者へのインタビューを行い、関連する許認可及び関連法令等の遵守状況を確認した。ここでは、道路交通法に基づく安全運転管理者の選任や定期点検整備に関する内容がプロジェクト計画書に記載されていないことを不備として指摘された。これに対し、事業者による修正が行われた結果、当該プロジェクトのプロジェクト計画書 Ver.1.1 におけるその他事項において、重要性の点から適正に表示されており、本制度に依拠して作成されていることを確認した。</p>
機関の見解 (サマリー・結論)	<p>ペリージョンソンレジストラークリーンディベロップメントメカニズム株式会社（以下、「当社」という）は、本制度において株式会社小田原衛生美化サービス（以下「事業者」という）が計画、実施する当該プロジェクトのプロジェクト計画書 Ver.1.1 及びモニタリング計画書 Ver.1.1 に記載された情報について妥当性確認を行った。妥当性確認手続は、本制度における実施規則 Ver.2.6、モニタリング方法ガイドライン Ver.2.4、方法論 No.E004Ver.5.0 を適用基準とし、妥当性確認・検証ガイドライン Ver.1.2 に定められている妥当性確認に関する事項に準拠して行った。</p> <p>この妥当性確認業務の基準は、業務のリスクを勘案して策定した計画に基づいて、意見表明の基礎となる合理的な保証を得ることを求めている。妥当性確認は試査を基礎とし、文書確認及びインタビューを含む現地での確認により行なわれ、ポジティブリストや適格性基準への適合性の確認、法令順守、環境影響評価、ベースライン排出量・プロジェクト排出量・排出削減量の算定方法、データのモニタリング方法、事業者が採用した仮定、その基礎となるデータの評価の検討も含んでいる。これらの手続により、当社は意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。</p> <p>当社は、上記の基準等に基づいた妥当性確認の結果、事業者が作成した上記プロジェクト計画書 Ver.1.1 及びモニタリング計画書 Ver.1.1 が、全ての重要な点において適正であると認め、「無限定適正意見」を表明する。</p>
パブリックコメントの概要	
<p>パブリックコメントの募集期間 2011年1月24日～2011年2月6日</p> <p>コメント 当該プロジェクトへのコメントは無かった。</p>	

i 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。